第140回

杉並区都市計画審議会議事録

平成18年(2006年)10月30日(月)

議 事 録

会議名		第140回杉並区都市計画審議会		
日時		平成 18(2006)年 10月 30日 (月)午前 9時 30分から 12時 30分		
	委 員	〔学識経験者〕 黒川・村上・陣内・石川・井上 〔区民〕 田木・徳田・武井・***・大村・野口・*** 〔区議会議員〕 岩田・くすやま・***・**・ 渡辺・***・曽山 (関系元機関) 畠山・森下		
出 席 者	説明員(区)	 【政策経営部】 **** 【危機管理室】 防災課長 【区民生活部】 産業振興課長 生活経済課長 【都市整備部】 都市整備部長、******、 まちづくり担当部長、都市計画課長 調整担当課長、******、 拠点整備担当課長、住宅課長、建築課長 土木管理課長、道路区域整備担当課長、 建設課長、*****、みどり公園課長、 杉並土木事務所長 【環境清掃部】 *****、環境課長 		
	説明員 (国・都)	東京都都市整備局外かく環状道路担当参事 東京都都市整備局外かく環状道路担当課長 国土交通省東京外かく環状道路調査事務所調査課長 国土交通省東京外かく環状道路調査事務所計画課長		
傍	申請	4 6名		
聴	結 果	4 6名		
配布資料		1.東京都市計画生産緑地地区の変更について[杉並区決定] 議案1 東京都市計画生産緑地地区の変更について(案) [杉並区決定] 計画書、計画図、総括図 資料1 生産緑地地区、行為制限解除の経過 資料2 生産緑地地区、現況写真		

配布資料	2.阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について 阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について(報告) 資料1 阿佐ヶ谷住宅現地視察について 阿佐ヶ谷住宅の現況及び現地視察ルート テラスハウスの概要 3.東京外かく環状道路について 「外環計画に関する沿線区市長共同声明」について 環境影響評価準備書に係る意見の概要及び見解 「都市高速道路東京外郭環状線(世田谷区宇奈根~練馬区大泉町間)事 業に係る環境影響評価準備書」に対する意見 別紙1 都市高速道路東京外郭環状線(世田谷区宇奈根~練馬区大泉町間)事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見 別紙1 都市高速道路東京外郭環状線(世田谷区宇奈根~練馬区大泉町間)事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(回答) 水循環(地下水位) 東京外かく環状道路(関越道~東名高速)環境の現地観測結果
議事日程	1.審議会成立の報告 2.開会宣言 3.議席の決定 4.署名委員の指名 5.傍聴申出の確認 6.議題の宣言 7.現場視察 8.議事 (1)審議 ア.東京都市計画生産緑地地区の変更について[杉並区決定] (2)報告ア.阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について イ.東京外かく環状道路について 9.事務局からの連絡 10.閉会の辞
現場視察	杉並区成田東四丁目3番 阿佐ヶ谷住宅 車窓より阿佐ヶ谷住宅の外観を視察した。また、降車後、テラスハウス 棟の外観及び内部の視察、中央広場周辺の視察を行った。
審議経過	議 案 東京都市計画生産緑地地区の変更について[杉並区決定] < 1 8 諮問第 2 号 > 説明者 = 都市計画課長

<主な質疑> 所有者の解除申請の理由は何か。 区は買い取り請求に応えるケースがあるのか。 区は生産緑地が解除されていく傾向の歯止めをどう考えているのか。 みどりの確保の目標に対して、生産緑地地区の占める割合は何%なの か。 <区からの回答> 解除申請の理由は、区民農園として使っているところを除き、すべて所 有者が亡くなられた事によるものである。 区民農園として使う等、買い取り請求に応えるケースはあるが、区の具 審議経過 体的な施策とつながるところが少なく、買い取れないケースが多くなっ ている。 相続税等、税制の問題は国政レベルであり、杉並区だけの取り組みは困 難であるが、他の市区町村と連携して国に働きかけをする、農業委員会 の上部団体である、東京農業会議での要請行動も取る等、粘り強く行動 を継続させていきたい。 平成14年度のみどりの実態調査の時点で、生産緑地が区全体の緑地に 占める割合は12.28%ぐらいであり、全体の緑地率は10.4%だっ た。現在、緑地率15%という目標を設定し、その達成に向けて努力し ているところである。 議案 東京都市計画生産緑地地区の変更について[杉並区決定] 審議結果 < 1 8 諮問第 2 号 > 審議の結果、原案了承、「異議なし」で区長に答申する事とした。

発言者 発 言 内 容

都市計画課長 定刻になりましたので、会議の開催をお願いいたします。

本日は区議会の行政視察の日程と重なっておりまして、 委員、 委員、

委員が欠席となってございます。また、 委員ほか、所用のため欠席とのご 連絡をいただいております。まだお見えになっていない、遅れてお見えになる委員 の方もいらっしゃると思いますが、都市計画審議会全 2 1 名の委員のうち、15名 の委員が出席されておりますので、第140回杉並区都市計画審議会は有効に成立 してございます。

また、本日は開会後、審議の前に阿佐ヶ谷住宅の現地視察を行いますので、よるしくお願いいたします。こちらへ戻ってまいりますのは、10時20分を予定しております。区役所の玄関脇からマイクロバスを用意してございますので、そちらのほうへご案内いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまから第140回杉並区都市計画審議会を開催します。 審議に先立ち、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

都市計画課長 初めに事務局から、杉並区都市計画審議会条例第2条第1項3号に基づきます、 行政機関の委員の委嘱がございましたので、報告いたします。

> 平成18年10月1日付けの人事異動がございまして、新しく畠山委員が杉並 消防署長となられ、10月23日付けで委員に委嘱をいたしました。残念ながら、 本日は所用のため、畠山委員の代理の方が出席しておりますので、ご了承のほどお 願い申し上げます。以上でございます。

> 続きまして、委員の交代がありましたので、杉並区都市計画審議会運営規則第 4条に基づきまして、会長に議席の決定をお願い申し上げます。

会 長 委員の交代がありましたので、議席を新たに定める必要がありますが、いつものとおり、今、座っていただいている所を議席としたいのですが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございました。では、現在お座りの席を議席とさせていただきます。 都市計画課長 ありがとうございました。

ただいま会長に新しい議席をお決めいただきましたので、若干、お時間をいただきまして、新しい議席表を配付させていただきます。事務局の職員が今、配りますので、少々お待ちください。

それでは、引き続きまして、審議会運営規則第11条第2項に基づきまして、 本日の署名委員の指名をお願いたします。

会 長 それでは、本日の署名委員は渡辺委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日は傍聴の申し出はありますか。

都市計画課長 本日、 さん他9名の方から傍聴の申し出がありました事をご報告いたします。

会 長 それでは、ただいま事務局から報告がありましたが、今日は非公開にする事由は ありませんので、傍聴を許可したいと思います。

他に何かありますか。

都市計画課長 それでは、報告事項と配付資料の確認に入らせていただきたいと思います。 本日の議題は、審議案件といたしまして、「東京都市計画生産緑地地区の変更に 発言者 発言 内容

ついて」です。また、報告事項といたしましては、アとして「阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について、 イとして「東京外かく環状道路について」でございます。

資料につきましては、お手元の配付資料一覧でご確認をお願いしたいと存じます。

また、本日、「放5・協議会だより」第4号が出来上がりましたので、席上配付させていただきました。この資料につきましては、放射5号線事業推進のための検討協議会で、主に今年の4月から8月にかけて話し合えた事についてのまとめとなってございます。

また、配付資料一覧にはございませんが、前回までにお配りいたしました、外かく環状道路の資料も席上配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、国土交通省の外環の資料につきましては、後ほど配付させていただく予 定でおりますので、よろしくお願いします。

本日の議題は以上でございますが、審議の前に、これから10時20分まで、 阿佐ヶ谷住宅の現地視察を行いたいと思います。その後に審議、報告を行いますの で、よろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、現地視察に行きたいと思います。よろしくお願いいたします。

都市計画課長 西棟1階にマイクロバスをご用意してございますので、移動をお願い申し上げます。

(現地視察)

会 長 現地視察、ご苦労さまでした。それでは、審議に入りたいと思います。

初めに審議案件として、「東京都市計画生産緑地地区の変更について」説明をお願いします。

都市計画課長 それでは、私のほうで説明をさせていただきます。

本件は杉並区決定となってございます。本件につきましては、東京都に対して 同意申請を行い、平成18年8月30日に都の同意を得て、9月15日の金曜日か ら9月28日の金曜日までの間、公告・縦覧を行ったところでございます。縦覧者 が1名ございましたが、意見書の提出はございませんでした。

では、説明に入らせていただきます。

事前配付で議案1といたしまして、「東京都市計画生産緑地地区の変更」という 資料と、生産緑地地区関係資料、それと杉並区全域の青図の3部をご用意してござ います。

それでは、具体的に資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

議案1の1ページ目を開いていただきたいと存じます。これが生産緑地地区の 変更の計画書でございます。

第1の種類及び面積でございますが、生産緑地地区の面積が約39.87haに変更となります。

第2といたしまして、削除のみを行う位置及び区域でございます。名称、番号、地区名、位置、削除面積は表のとおりでございます。今回の変更は削除のみで、計6件でございます。地区番号81番、95番、111番、127番、178番は地区の全部の削除、地区番号45につきましては地区の一部の削除でございます。区域は別途計画図に表示のとおりでございます。4ページ目以降になりますが、計画図に詳細の地図と位置を示してございます。

変更の理由でございますが、すべての地域とも、買取り申出に伴う行為制限の 解除による生産緑地地区の廃止でございます。

3ページ目をお開きください。新旧対照表でございます。

各地区の変更前、変更後、変更の内訳を表にしたものでございます。地区番号 7 6 につきましては、測量による面積の精査によりまして、面積増を表示したものでございます。精査というのは、都市計画の変更にはあたりませんが、位置及び区域は変更せずに、面積表示のみの増減がある場合に行います。今、申し上げましたとおり、実測による面積の修正でございます。

変更のない地区の概要欄のみなし計4万2,550㎡とは、旧法による第一種及び第二種の生産緑地地区の合計でございます。変更概要は表のとおり、40.66haから39.87haに変わったという事でございます。

次のページ以降、4枚目から8枚目でございますが、今回の変更箇所の計画図でございます。縮尺は2,500分の1でございます。

右上に図面番号といたしまして、ちょっと字が小さいのですが、5/1から5/5までとなっております。今回の削除のみを行う区域につきましては、黒塗りで色をつけてございます。図面番号3/5につきましては、宮前二丁目にある地区番号95、178の2つの生産緑地地区を表示してございます。

それでは総括図といたしまして、別紙の青図の地図をご覧いただきたいと存じます。

既存指定区域を含みまして、今回、削除する区域は、ちょっと見づらいのですが、小さく黒塗りで表示してございます。なお、黄色いマーカーで塗られている番号が今回の変更地区の番号でございます。杉並区全域の中で、今回の変更案の位置を示してございます。

それでは、それをご覧いただきながら、関係資料、別添の資料を使いまして、 ご説明したいと思います。

関係資料の2ページ目以降に現地の写真をつけてございます。45の一部、上井草1-4でございますが、現在、農地で共同住宅の計画を進めているというところでございます。

次の81の全部、南荻窪2-20でございますが、現在、区民農園として利用されてございます。次の左下の95、これにつきましては、今、更地状態でございまして、将来の利用は未定でございます。右下、111の全部でございますが、現在は駐車場として整備が完了してございます。次のページでございます。127、成田東2-22でございますが、現在、宅地造成が進められてございます。右側の178の全部でございますが、現在、道路が完成いたしまして、宅地造成をしているところでございます。

説明は以上でございます。

会 長 この変更について何かご意見はありますでしょうか。

委 員 今回の解除についてはやむを得ないかと思いますが、杉並区全体の事を考えると、こういう生産緑地がどんどん解除されて、宅地化していくという事について、あまり望ましい傾向ではないと思うのですが、それに関係した質問をさせてください。

ひとつは、所有者の方が、この解除の申請をした理由がどういう理由によるのかという事。

2つ目は、買取り請求がなされる訳ですが、区は買取り請求に応えられないという事が記載されております。財政も重要だと思いますが、買取り請求に応えるケースがあり得るのか、その場合、どういう条件とか基準の下にやるのかという事についてお答えいただきたい。

最後にこういった傾向全般について、区はどのように考えているのか、あるいは、その歯止めみたいなものをどう考えているのかという事についてお願いしたい と思います。

都市計画課長 1の理由でございますが、1件を除いて、すべて土地所有者がお亡くなりになっ

たという事でございます。

それから、買取り請求に対する、区の行政としての施策の決定でございますが、 区全体で企画を含めまして、区の施設として使えるとか、区民農園として使えると かという事を検討いたします。その中で、今回は1カ所、既に区民農園として使っ ている所がございます。他の箇所につきましては、具体的な施策とつながる所が残 念ながらなかったというところでございます。

3番目につきましては、別のセクションからお答えいたします。

- 生活経済課長 ご案内のように、今回の生産緑地の解除は、現在も、あるいは過去も、相続によるものが大部分でございます。残念ながら税制の問題につきましては、国政レベルの課題であり、杉並区だけでの取り組みはなかなか困難な状況ではございますが、実は農業委員会の上部団体でございます、東京都農業会議でも、常に国政レベルでの要請行動をとっておりますので、ここを通じまして、杉並区だけでなく、都内他の区市町村とも連携を取りまして、今後も共同歩調を取って、粘り強く行動を継続していきたいと考えてございます。
- 委 員 今の最後のご説明ですが、その税制というのは、相続税時における農地の減免とか、そういう意味ですか。
- 生活経済課長 都市農業はほとんどが相続によって、農地の継続もそうですが、あと、ご本人の ご自宅等も含めた、つまり、自宅にするためにやむを得ず農地を手放すと。後継者 がある場合でも、大体、相続が1回行われると、半分減ってしまうというのが都市 農業にほぼ共通でございますので、こういった問題について、杉並区だけでなく、 他の都市部の所もすべて同じ課題を持っておりますので、共同歩調を取って、なる べく制度的なもので対応出来ないかというところでございます。

会長他にはいかがでしょうか。

委 員 生産緑地地区ですから、上位計画である、みどりの基本計画に数値目標等が位置 づけられていると思うのですが、杉並区のみどりの確保の目標に対し、この生産緑 地地区の占める割合といいますか、パーセンテージです。

> それから、こういった形で解除が続いていくという事になりますと、目標値に 支障が生じるのではないかと思います。上位計画との関連で、今、申し上げた事に ついて教えてください。

都市計画課長 杉並区の行政施策として、みどりの確保というのに力点を置いているのですが、 申し訳ございません、生産緑地の面積が、杉並区の緑地の面積に対する割合とか、

それについてのデータが今、ございませんので、具体的に何%ぐらい占めているのか、今、お答え出来ないのが実情でございます。

それと、目標値ですが、緑地率、緑被率を含め、杉並区としても、具体的な目標というところの数値まではなかなか難しいのですが、何しろ現状を維持していくというのが最低限の努力目標と位置づけていると考えております。

委員 ここは都市計画審議会で、これを私どもが検討する訳ですから、その数字がわからないというのは、ちょっと納得しかねるものがございます。みどりの基本計画というのはきちんとした法定計画でございますから。それが基本ですから。そうでないと、要するに区として目標を掲げ、粛々としてみどりを守り、あるいは創造していく訳でございますから。その中で生産緑地が今回削除になると。一体、それが全体の計画の中で数字的にどういう位置を占め、それに対して区がどのようにという非常に基本的な質問でございますので、今のお答えでは極めて不十分であると思います。

みどり公園課長 みどりの基本計画上の数字でございますね。すみません。ただいま調べまして 後ほどお答えさせていただきたいと思います。

会 長 では、お答えがあるまで、これについては審議を中断させていただきますが、よ ろしゅうございますか。

では、今日の審議案件はこれだけですので、次に報告案件に移ってよろしゅうございますか。

最初に報告案件のア、「阿佐ヶ谷住宅の建替え計画について」です。

拠点整備担当課長 私から阿佐ヶ谷住宅の建替え計画についてご報告いたします。

これまで第138回及び第139回の審議会におきまして、さまざまな報告をいたしまして、それに対し、さまざまなご意見をいただきました。今回はそれを受けまして、阿佐ヶ谷住宅の現状を見ていただいたという事でございます。また、現在、阿佐ヶ谷住宅のほうでは、当審議会からのご意見等を踏まえて、さらに好ましい建替え事業に向けて、周辺の住環境などに配慮した計画案ができるか、今検討しているというような状況でございます。あわせてご報告いたします。

会 長 報告はそれだけでしょうか。 今日、現地を見て、委員の方々からご意見、ご質問はございますか。

委 員 今日は時間を取って見せていただきまして、本当にありがとうございました。 私は緑地が専門でございますので、この間、この審議会の場でいろいろな検討 がされましたが、緑地に関しては、まとまった議論なり報告というものがなされて 来なかったように思います。私は一応、専門家として、今日見せていただきました 感想なり、所見を述べさせていただきたいと思います。簡単に申し上げますので、 よろしいでしょうか。

この住宅地、資料にもございますが、「コモン」という考え方で緑地が造られたというふうに当時の設計者が言っておられます。前からこの計画を見まして、そういう事なのかと思っておりましたが、やはり、今日見せていただきまして、これはいわゆるコモンという考え方を、本当に住宅地計画の中心に据えるという、非常に長い伝統に裏づけられた住宅地であるという事を改めて確認いたしました。

コモンというのは、古くは17世紀中葉のイギリスのウエストエンドというところの高級住宅地ですね。貴族の土地経営、高級住宅地開発の時に導入された、古典的な手法でございまして、その後、アメリカとかパリとか、そういったところに手法が導入されまして、住宅地開発におけるオープンスペースの古典的な計画手法の1つになっております。

良い例として、例えばボストンのビーコンヒルという非常に古い住宅があるのですが、そこにもコモンというのが残っておりまして、歴史的な建造物保存地区に指定されております。また、ベルリンもこのような動きが20世紀初めに伝播いたしまして、皆さんご存じのブルーノ・タウトとマルティン・ワグナーという造園家が一緒に設計した、ブリッツという住宅地がございます。これも中央にコモンというものを配置いたしまして、1930年代の集合住宅でございますが、現在は1930年代の住宅地が世界遺産に登録されております。

何といっても、住宅地の価値はこのコモンにあります。今日見せていただきましても、住宅そのものは古くなり、確かに建替えが必要であるとは思います。しかしながら、周りを取り巻く樹木というのは、この審議会でご説明していただいたよりも、実際は本当にすばらしいと思います。画一的な樹木ではなく、それぞれのご自宅で皆さんが植えられた樹木、あるいは、おそらく鳥が持ってきて、そのまま生えていった樹木。今日のテラスハウスの前にも、アカメガシワの大木が2本ございました。これは鳥がやってきて、そのまま成長したものと思われます。また、住宅の入り口にはエノキの大木がございました。おそらく、これも意図的に植えたのではなく、あんな大きな木になるとは思わずに、時が経過する中で大きな大木になったものと思われます。

また、何かよくわからないオープンスペースというご説明がありましたが、あれこそがコモンの神髄でございまして、身近な空間で子ども達が安全に伸び伸びと遊ぶことが出来る自由な空間、人々の目につく、住んでいる方々の本当に身近なところに多様に存在しているという、ああいった形がまさにコモンの目指すところでございます。

私が申し上げたいのは、私は住宅公団の他の団地の事例は不勉強であまり知らないのですが、住宅地の名作ではないかという思いを大変強くして返ってまいりました。そして、当時、戦争の後の何もない時代に、知恵を絞りながら考え出されたこのコモンを中心とする住宅地が年輪を刻んで、今日、大きく成長しているという事をもう一度しっかり考えていただいて、今後の建替えについて検討しなければいけないのではないかという思いを強くいたしました。

以上、私の感想でございます。ありがとうございました。

委 員 前回、用事が重なって、どうしても出られなかったので、その時も意見を申し上げたかったのですが、今日は前にお願いしていた見学をぜひやってくださいという事を実現していただいて、本当にありがとうございました。

今、 先生が「コモン」、緑地の価値をお話しされたわけですが、私は子どもの頃からずっと阿佐ヶ谷住宅を見てきたし、あの中に友達もいっぱい住んでいて、テラスハウスにも親友が住んでいたので、当時もいい住宅だなと思いながら見てきたところだけに、愛着が個人的にもあるのです。

あの緑地と同時にカーブしている道の線形、そして住棟の配置、そして特に広場とかコモンのオープンスペース、そういう全体の計画に非常に高い思想性があって、これは当時、住宅公団にいた津端さんというプランナーがなさったお仕事で、専門家の間でも、あるいは都市計画の分野で非常に高く評価されているものなのです。48年という事で、もちろんメンテナンスが悪くなり、いろいろな状況で老朽化し、建替えの必要性という、これはずいぶん前から言われているわけです。ますますメンテナンスが悪くなり、こういう状態になったのは非常に残念ですが、建替えが必要だという事は非常によくわかります。

しかし、建物は老朽化して大変な状況になっている面もありますが、逆にトータルな環境としては、あれだけ豊かにみどりが育ち、ますます価値が上がっている面も非常にあるように常々感じているわけです。そういうところで建替えをしていく時に、何を大切にし、どういう方針でやっていくかという、これは日本で今まで

経験があまりないものですから、非常に試行錯誤にならざるを得ないと思うのですが、だからこそ、いろいろな角度からちゃんと議論して、しかるべき道を本当にみんなで探すべきだろうと思うのです。

最初の段階でこの建替えの計画が発表された時、私も近隣住民の1人にひっかかっているものですから、説明会に伺ったのですが、その時は本当に現状の道路のパターンとは全く違う、グリッドに近いもので、建築の分野で大変話題になった、幕張に囲い型の広場を囲うようなものがあって、それが非常に高く評価されたのですが、これを杉並に持ってくるという、みどりあふれる、今のところに当てはめるというのは非常に違和感があったのです。

その時、何で道路は真っすぐでないといけないのかという事が出たのですが、 すぎ丸というバスが通っているので、運転手にとってはあのカーブが非常に見づら いというそんなお話もあったのです。しかし、それは歩行者と車が共存するために、 やはりゆっくり走ってもらわないと困るので、むしろ、あれはカーブしているとい うのが、環境、それから車との共存という両方から見ても非常に価値があるのだと 私は思ったわけです。

ですから、根本的に考え直して、あそこの持っている道の豊かさ、緑地の良さ、そういうもののすべてが、特に日本の場合は、どうしても建物を更新していかざるを得ない歴史がございました。しかし、都市が非常に魅力を持って受け継いでいっているところは、大体、道路のパターンが生きていて、土地の記憶がみんな受け継がれているのです。

神楽坂とか谷中を見ると本当によくわかるのですが、ここも48年という事で、50年近く経つと、実は建築の分野では登録文化財という制度もあって、50年経った建物は、その価値を評価されれば、登録文化財にもなり得る資格も持つという、そういう長さを、もう既にここは共有しているという事も大変重要で、世界遺産という事もございましたが、そこまではいかなくても、部分的にはテラスハウスを活用しながら受け継いでいくという道も大いに検討していただきたいし、道路の線形は出来るだけキープしながら、緑地の豊かさをそれとともに、その中で可能な配置の計画、床面積の計算等をぜひやっていってもらいたいというふうにつくづく思います。

それから、残念ながら、今日はもう使っていないお宅を拝見したのですが、出来ましたら、難しいでしょうが、ちゃんと生き生きと使われているお宅も見せても

発言者 発言 内容

らいたかったという事と、それでも今日の2階の窓からのあの眺めは感動しました。 つまり、普通、日本人は自分の家にだけ住んでいるという感覚になってしまうので すが、窓からの外の景色、みどり、そしてその隣の棟の屋根の形状が見えてきて、 本当に環境と一体となって住んでいるなという実感が持てるので、今度設計する場 合にも、ぜひ、そういうところまで配慮し、本当に質の高いものにしていかなくて てはいけないし、受け継げるものは受け継いでいく事を検討する必要があるのでは ないかという事をつくづくまた思いました。以上です。

会 長 他には何かございますか。

委員 私も阿佐ヶ谷住宅は、これまではすぎ丸を利用して移動する時等にちょっと通った事がある程度だったのですが、今日、初めて中に入って、テラスハウスの中も見せていただいて、今の環境、みどりと住環境の良さを改めて感じたところです。やはり建物自体は老朽化でどうしても建替えが必要だろうというのは皆さん一致した感想だったのではないかと思いますが、私もそのとおりだなと思っております。

ただ、今、問題になっている建替えについては、周辺の方も含め、皆さん異論はないところだと思うのです。では、建替えについて、やはり現行の法の中でやってほしいと思っている方がまだまだ多いという事だと思うのです。私も今の提示されている計画では緩和が大きすぎるというふうに感想を持っているのです。建替えは必要だけれども、なるべく今の現況のままでやってほしいし、多少緩和するにしても、今、出されている計画はちょっと緩和幅が大きすぎるというのが率直な感じです。これは私の感想になるのですが。

それで、やはり周辺住民との理解という事が今、一番大きな問題になっているかと思うのです。都からも言われている周辺住民の理解を得る努力ですね。それについて、前にも質問したかもしれないのですが、これについて、区はどのような努力を、前回の審議会以降、この間の周辺住民の理解を得る努力、そのあたりについて伺っておきたいと思います。

拠点整備担当課長 委員、それから 委員から貴重なご意見、率直なご意見をいただいた という事でございます。このコモンという考え方は、確かにご指摘のとおり、戦後 復興の1つとして、住宅不足を解決するために公団が出来、そういった中で、どう したらより良い住宅が出来るだろうかという事を、当時の若き技術者が考え、こう いったコモンというスペースを造り、それがコミュニティの形成等を願って造られ たというような事を聞いた事がございます。

ぜひ、今のような状況をというお話でございますが、その当時、理想を求める計画の中で、建ペい率28%、容積率は36%でしたか、そのような非常に小さい建物をつくり、そういったコモンスペースを造ってきたという事で、その頃からは既に50年が経っておりまして、状況はかなり変わってございます。

その中で今、建替え計画を検討しているところでございますが、簡単に言いますと、こういったコモンスペースを造っていこうという考え方、この建替え計画の中でも、一応、提供公園は造りますし、広場状空地、歩道状空地、こういったものはコモンスペースでございまして、これらの維持管理を通じ、住宅にお住まいの方々のコミュニティを形成する事が出来るようなスペースも設けて計画してございます。

そういった事をひとつご理解いただきたいと思っておりますし、併せて、阿佐ヶ谷住宅の方々がみどりの事でよくおっしゃる事は、みどりにつきましては、阿佐ヶ谷住宅の方々、自らが植栽をし、育ててきたという事で、そういった成果を、周辺の方々が非常に評価してくれる事はありがたい事だと思いつつも、いつもこういった建替え計画になったときに、あたかも公共のみどりのごとくいろいろとご指摘をいただく。そういったときには、やはり何かしみじみと複雑な心境になってしまうということもご理解していただきたいというようなことはおっしゃってございます。

こういったコモンスペースを活用していくという当時の理想的な計画、そういった事を踏まえて、これからの建替えにつきましても、出来るだけコモンスペースみたいなスペースを確保し、それをみんなでどのようにして守っていくか、どのように維持管理していくかという事を、さらにみんなで考えていきたいという事を考えております。

また、 委員からございました、反対する方々に対する理解を得るために、 という事でございますが、先ほども少しお話ししましたように、今、現在、そういった方々の声、審議会の声、区議会の声をお聞きしながら、さらによりよい建替え計画が出来ないのか、そのあたりの検討を今、していただいています。そういった状況でございますので、それが出てきましてから、またご報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

委 員 今、周辺住民の方々や、こうした審議会等の意見もいろいろ聞きながら、という 事でしたが、一定のこうした声を聞いて、周辺の方々の意見等も聞いた検討結果と

いうものが、いつか出るという事になるわけですね。今の話だと。改めて今後のスケジュールについて、いつ頃、そうした検討結果が出てくるのかというあたりを教えていただけますか。

- 拠点整備担当課長 検討していただいているところでございますが、これをここにすぐ報告するというよりも、仮に区でいいと言っても、東京都でちょっと問題があるというような事を指摘されますと、また困りますので、東京都にも相談しながら、慎重に検討していきたいと思っておりますし、そういった意味では、今のところスケジュールをお示しする事はちょっと難しいかと。細かいところまではなかなかお話し出来ませんが、我々のスケジュールといたしましては、一応、新しい建替え計画案が出来ましたら、東京都とも相談しながら、出来ましたら、来年の夏頃までにはこの都市計画の手続きを終えるようにしたいという事を考えてございます。
- 委員 来年の夏には、新しい案を都のほうにという事みたいですが、ですから、いろいると声を聞きながら、とはおっしゃっているのですが、確か、直接周辺住民に対する説明会は、最近開かれていないと思うのです。やはり、直接区民の声を聞く機会を設けるべきだと思いますし、そういう事を経た上での案になっていかないとまずいのではないかと思いますし、声を吸い上げる区の努力を私は求めたいと思いますが、いかがでしょうか。
- まちづくり担当部長 周辺の方々を含め、これからどのように広くご意見を聞いていくかという事ですが、今までこちらの審議会にお話しした案というのは、去年の今頃からひととおり、区として地元の方々にお話し、そういった中でご意見をいただきました。区議会も同じでございます。そういった事で今までお話しさせていただいた案は、確か、去年の夏頃から大きい変更をずっとしていませんでしたから、今までの間、改めてそれをまた、新たに機会を設け、地元の方々にお話をするという事をいたしておりませんでした。

今、拠点整備担当課長が申し上げたとおりですが、この間のいろいろなお話、 当審議会でのご意見等も踏まえまして、今、どういったことが住民、権利者の方々 で出来るのか、という事の検討をお願いしている訳でございまして、これが仮に案 として、正式にこちらに諮問する段取りになったりするのには、当然、区議会でも お話ししなければいけませんし、こちらの審議会にもお話をして、そういった事で 仮に変更案が出来れば、地元にお話しする事になると思います。区として、きちっ と修正案といいますか、さらにどういった事が出来るのか、検討してくださいとい

う事をお願いしておりますので、それが出来れば、地元の方々には、しかるべくお話をする段取りにしたいと思っております。

委 員

繰り返しの意見は控えたいと思いますが、見て、改めて素晴らしいところだなと 思いましたし、皆さんが言っていない視点で言えば、住宅団地そのものが周辺の街 並みとも非常に調和しているという事では、大いに評価出来るかなと思っておりま す。問題はやはり、建替え組合の方々が非常に努力して意見の合意を形成したとい う経緯もありますから、いずれ建替えをしなければいけないという事でありますが、 今、おっしゃいましたように、いろいろな建替え案の検討をする場合に、先ほど来、 いろいろ意見が出ていた事を盛り込んだらどういう事になるのかという検討を、ぜ ひ、しておいていただきたいと思っております。

恐らく、従前の計画のボリュームが足りなくなるだろうと思いますが、その事が事業の採算上、どういうふうな事になるのか、ちょっと検討していただいて、場合によっては、区民全体でそれを埋めていくような努力も必要なのではないかという事も私は思いますので、1つの検討として、緩和してボリュームアップして採算を合わせるというようなスタディー以外にも、ぜひ違うスタディーも試みていただきたいと。議論は議論としてやっていくという事をしていただければ、いろいろな判断が出来るのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。これは要望です。

委 員

今、 委員がおっしゃった、非常に重要な事等を考えると、当事者の地権者の方々、組合の方々とその計画をおつくりになっている方々だけではなく、もう少し広い見地で検討しなければいけない事も出てくると思うのです。ですから、計画をおつくりになっている今のプロセスというのは、どういう仕組みでと言いますか、かつて去年の夏、そのころ高見澤先生という都立大の当時教えられていた先生と、日本建築家協会、JIAの杉並で頑張っている、リーダーの河野さんがアドバイザーという形で加わって、計画の本格的な見直しを随分なさったと思うのです。実際にお2人がどの程度まで関与されたかのというのをちゃんと聞いていないのですが、これはこれまでの日本であまりなかった経験なわけだし、世界にはいろんな事例があったりします。団地の建替え計画を研究している専門家も、最近は結構おられます。

そういう事も、あるいは杉並区全体の、かなり大きな課題であるプロジェクト と位置づけた場合、やはり、もう少し、いろいろな立場の専門家の方々の知恵もそ こに加えて総合的に、本当はイギリスとかドイツの例で言えば、住民の方々の目の 発言者 発言 内容

前で、模型のシミュレーションをしていくとか、本当はそういう事もあっていいかと思うのです。それは今の日本の状況ではなかなか難しいかもしれないのですが、計画をつくっていく今の段階での組織づくりも、もう少し考える必要があるのではないかと思います。

委員 私も実はこういう住環境の整備を目標にするというか、課題にする時に、この津端さんの計画とか、そういうものを学生時代に歩いて巡り、勉強して、刺激を受けて住環境整備をやろうなんて思ったほうなので、かなり思い入れがあるのですが、実際に私も再開発とかそういう仕事をやっている中で、共同で建て替える事の難しさ、それから高齢者も含めた、全部が賛同を得るような事業計画を立てる事の難しさというところに結局は根幹がありまして、事業の採算性をとっていくという事の裏づけなしでは、この方たちの生活再建が出来ないという事をどうクリアしていくかというのが、実は最大の目標でして、それが突破出来なければ、逆に行政が全部買い取って保存するかという事ぐらいの肝入れがないと、今の計画が残せないというのが日本の事業の手法なのです。

今後、人口減少時代になってきた時、戸数がそんなに要らないとか、容積率もそんなに緩和しなくてもいいだろうという事はわかっているのですが、どういった形で事業を組み立てるかという事、そこにやはり新しいアイデアを織り込まないと、この事業は絶対に成り立たないというところを、皆さんにもう少しクリアに公表し、そこでご納得を得たところで進めていくという手続きがどうしても要るのかなと思うのです。

古い建物の再建、阿佐ヶ谷団地も今、建替えしたとしても、50年とか100年経ったら、次の建替えというのがまた来るわけです。そういう事も含めた日本の手法の開発が本当に必要なのですが、実は今のところ、いい案はありません。はっきり言ってないと思いますね。ですから、その中でどこの線を選ぶかという事について、事業上の納得がいくラインも皆さんにお示ししていただければと思います。

委員 今日、見学させていただきまして、私どもも意見を申し上げました。先ほどの今後のスケジュールの中では、都市計画審議会との関係についてのご説明がほとんどなかったものですから、既に 委員、 委員もおっしゃっていますように、意見をこの場で求められたわけですから、それに対して、どのようなスケジュールで審議会と建替え計画との関連を持たせていくのかという、そこについて、今後のスケジュールも含め、やはり、もう少しはっきりとお示ししていただけたらありがた

いと思います。

- まちづくり担当部長 後々の審議も予定されておりますので、私のほうからお話しすることは、 あまり出来ないわけですが......
- 会 長 いや、今、即答してもらう必要はなく、スケジュールその他をよく考えて、次回 にこういうスケジュールでやるという事で。
- まちづくり担当部長 私が申し上げたい事は一言です。現実の問題として、今日ご覧になったような状況でございますので、私は今回の建替え決議が出来たという事、これまでそれが出来なくて進まなかったという事がございますから、私どもがもう少しいろいろな声を踏まえ、さらにより多くの方々に納得していただける事が出来るようなプランをさらに検討していただけないかという事を、地元の権利者の方々につきましては、大変辛い思いがあると思っておりますし、私どもとしても、そういった努力は最大限したいと思います。

ただ、現実の問題としまして、ああいった事で放置はできない、先の見えない話が出来ないという、期間的にも、どういったでき渡しになるのかという事についても出来ないので、私どもとしましては、今までのご意見もありますが、従前にやりました、まちづくり協議会の成果というものを、基本的には1つのよりどころと考えている事も事実でございます。先ほど来、出されました、いろいろなご意見をなるべく生かせるような形で、さらに努力したいと思いますが、もう一度、最初から幅広くプランをつくり直すというようなご趣旨には、なかなか沿いかねるという、大変申し訳ない言い方なのですが、ここで明らかにさせていただかざるを得ないと思っています。

会 長 私は今、そういう言葉は聞きたくなくて、そういう事も含め、次回の審議会まで にどういう対応をするか、この都市計画審議会でどういう対応をするかという事を、 もう少し明確にしていただければと思います。

まちづくり担当部長わかりました。

- 会 長 それでは、今日は報告事項がもう一つありますので、これくらいにさせていただいてよろしいですか。
- みどり公園課長 すみません。先ほどのみどりの基本計画での生産緑地地区のお話でございますが、今のみどりの基本計画は、平成14年度のみどりの実態調査の数字に基づきまして定めているところでございます。平成14年度の数値で見ますと、生産緑地地区は43.64haほどございました。この時点での区の中の緑地面積、生産緑地

発言者 発言 内容

だけでなく、公園あるいは民間のグラウンド等も含めまして、355.33ha ほどございました。したがいまして、この時点で生産緑地が区全体の緑地に占める 割合は12.28%ぐらいございました。

みどりの基本計画では、生産緑地だけでなく、これを含めた緑地の面積、この 時点で緑地率が10.4%ほどございましたが、ただいまは15%という目標を設 定いたしまして、残念ながら生産緑地はこの時点から若干減ってございますが、こ ちらの維持・拡充を含め、さまざまな施策を取り込んで、この緑地率の目標達成に 向けて今努力しているところでございます。

会 長 では、改めてもう一度、審議事項のア、「東京都市計画生産緑地地区の変更について」。これは原案どおりで承認してよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 では、異議なしという事なので、この変更については原案どおり承認させていた だきます。

次、報告のイ、「東京外かく環状道路について」です。

- 都市計画課長 それでは、報告に先立ちまして、前回同様、説明員として東京都及び国土交通省 の職員をお呼びしてございます。説明者が席に着きますので、少々お待ちください。 (説明者着席)
- 都市計画課長 今後の会議の進め方でございますが、私から概略のスケジュール、その後、環境課長から環境影響評価準備書に対する区長意見の報告、次に調整担当課長から沿線区市長共同声明について報告させていただきます。その後、国、東京都からの報告をするという段取りで進めたいと考えてございます。
- 会 長 では、よろしくお願いします。
- 都市計画課長 資料を今、お配りしますので、少々お待ちください。

それでは、東京外かく環状道路につきまして報告させていただきます。私から は今後のスケジュールについて報告させていただきます。

先に東京都から、東京外かく環状道路についての区長意見の照会がございましたが、区長意見の回答期限は未定となっておりました。このたび、東京都から改めて、10月13日付けの文書で、区長意見の回答期限の通知がございました。区長意見の回答期限につきましては、平成19年1月12日までとなってございます。したがいまして、次回の都市計画審議会を11月に開催させていただきまして、東京外かく環状道路についての諮問をさせていただきたいと存じます。

審議につきましては、諮問を含め、12月までに2回、都市計画審議会を開催し、答申をいただきたいと考えております。区長意見の回答期限が1月12日までとなっておりますので、ぜひとも12月までに答申をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

環境課長

私からは外環道に関する環境影響評価準備書に係る経過についてご報告申し上げます。

事前に同じタイトルの資料をお配りしておりますので、そちらをご覧いただき たいと思います。「東京外かく環状道路に関する環境影響評価準備書に関する経過 について」という資料でございます。

去る10月10日、杉並区長が東京都知事に対しまして、外環道の環境影響評価準備書に対する意見を提出してございます。これは東京都の環境影響評価条例の規定により、当事業について、環境保全の見地からの意見を都知事から求められた事に対する回答でございます。区長意見の作成にあたりましては、その参考とするため、区長から杉並区環境清掃審議会会長あてに諮問をし、答申をいただいております。こうした経過を簡単にご説明申し上げます。

お手元の資料でございますが、検討等の経過という事で、9月8日、9月14日、9月19日の3回ほど環境清掃審議会を開催してございます。そのうち、9月14日は現地視察になってございます。10月5日に審議会会長から答申を区長あてにいただき、最終期限であります、10月10日に杉並区長の意見を東京都知事あてに提出したものでございます。

区長意見でございますが、別添で写しとなっている資料がついていると存じます。それの1枚目をお開きいただきたいと存じます。

意見の概要をご説明申し上げます。意見の前段でございますが、環境先進都市 を標榜する杉並区としての立場から、当該路線が計画されている地域の環境を守り、 区民の安全・安心を優先する視点から、杉並区は青梅街道インターチェンジについ ては見直しを要望してございます。

それから、地上部の外環ノ2につきましては、地元の意見を十分尊重するように要望してございます。特にこの2点に関しましては、準備書に関連しまして、地元への影響が大きいものとして、環境清掃審議会の答申で強く意見表明を要望されてきたものでございます。

次に準備書に係る項目別の意見でございますが、全体的な意見と大気、水環境を中心にご説明申し上げます。

まず、全体的な意見でございますが、環境影響評価は外環本線だけなく、周辺 道路を含めた、面的な評価が不可欠であり、生活道路等における通過交通の発生予 測等を面的に行っていただきたいというものでございます。

それから環境影響評価や環境保全対策、さらには総事業費、費用対効果、交通 量推計等については、地元住民に十分理解されていないという事で、地元に十分説 明をし、理解を得ながら進めていただきたいと要望してございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。上から2行目です。事業者は最新の交通量予測手法を活用して、こうした変化を的確にとらえ、区民に情報提供していただきたいと要望してございます。

さらに本事業は、大深度法に基づく大規模事業となるため、特に地下水、地盤 沈下、化学反応、掘削土の処理等の評価において指針を踏まえ、厳正な評価を行い、 検証するよう要望してございます。

それから危機管理の上からは、想定されるあらゆるリスクをリストアップし、 あらかじめその対策を明確にしていただきたいと要望してございます。

それから水環境に対する工事中の影響につきましては、類似事例をよく調査し、 対策をとっていただきたいと。

それから立坑の設置場所については、その位置、規模等を明示し、改めて環境 保全の調査予測を行っていただきたいと要望してございます。

次に2番目の大気質でございます。青梅街道インターチェンジの周辺予測は3 地点のみですが、調査地点をきめ細かく設定し、追加予測をしていただきたいと要望してございます。

インターチェンジ付近につきましては、渋滞等もあり、不完全燃焼による窒素酸化物やSPMの増加が懸念される。あるいは粉じん等の発生も予測されるため、 追加調査を要望してございます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。予測項目ではない、光化学オキシダント等も今後調査していただきたいと要望してございます。

騒音・振動、低周波音についてはお読みいただきたいと思います。

次に5番目の水循環でございますが、地下水流動保全工法につきましては、これまでの施工事例を検証し、有効性のデータをしていただきたいと要望しました。

それからトンネルが帯水層を貫通する事による水みちの形成、あるいは地盤凝 固剤の汚染等の問題点を調査していただきたいと。

それから一番下でございますが、善福寺池を初め、池や河川はその形成成因、 地形、地質的な関係、貯水量、深さ等について広範な調査を行っていただきたいと 要望してございます。

さらに工事中におきましても、池や川の濁り、汚れを定期的に調査していただきたいと要望してございます。

以下、地形、地質からそれぞれの項目について記載してございますが、後ほど お読みいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

調整担当課長 それでは私から、外環計画に関する沿線区市町共同声明について報告させていた だきます。

この趣旨でございますが、6区市はそれぞれ異なる立場がございますが、暮らしを守る、あるいは環境を守るという点では、立場が同じといった観点から、共通の課題について、国と都に一緒に物を申していきましょうというのが趣旨でございます。

日程でございますが、開催場所は東京自治会館で行いました。日時は平成18年10月25日でございます。出席者は記載のとおり、沿線6区市町でございます。 次のページをご覧いただきたいと思います。「外環計画に関する沿線区市長共同声明」という事で、簡単に説明させていただきます。

2段目からでございますが、沿線6区市長は、環状道路についてはその必要性を認識するものであると。地下方式を基本とする計画案についても、一定の評価を行うものである。一方、外環計画における課題や取り組みについては、沿線6区市それぞれにおいて違いはあるが、地域住民の生活環境を守り、地域に根差したまちづくりを推進するという立場は共通であるという事でございます。

「記」書きの下から、読み上げる形で説明させていただきます。

「 1 . 外環本線並びにジャンクション及びインターチェンジ周辺地域について」は、環境問題やコミュニティの分断など、地域のかかえる課題に十分配慮した整備となるよう、地元自治体と十分協議し、整備内容を決定すること。

「2.外環の2及び東名高速道路以南など、外環道路にかかわる未整備の課題

について、国並びに東京都は責任を持って検討を行い、その解決に努めること。

- 「3.外環計画については、引き続き、沿線地域住民に十分な説明を行うとと もに、最大限の情報提供を行い、理解を求めること。
- 「4.外環のジャンクション及びインターチェンジ周辺の都市計画道路などの 基盤整備については、その必要性、整備手法、時期等について地元自治体と十分協 議し、国又は都の責任において取り組むこと。
- 「5.外環沿線の各区市が行うまちづくりにおいて、外環計画により影響を受ける事項については、その円滑かつ効果的な進捗を図るため、補助制度の拡充など十分な対応を行うこと。
- 「6.沿線各区市の外環及び周辺地域の整備に関する具体的要請に対しては、 誠意ある回答を行い、本声明とともに最大限その実現を努めること。」という事で、 沿線6区市長はこの共同声明を初めとして、今後も外環に係わる、さまざまな課題 について協力し合い、国及び東京都に要請していく事となりました。

参考といたしまして、次のページに、外環計画における諸課題の解決について要望を出しております。この中の1の(1)、(2)と、2の(1)は杉並区に関係する部分でございますので、簡単に説明させていただきたいと思います。

ジャンクション、インターチェンジ周辺の環境整備について。ジャンクション やインターチェンジの整備により、外環本線以外でも沿線地域内の交通量や流れが 大きく変化し、生活環境への影響が懸念されている。現時点でこうした変化をどう 予測・シミュレーションし、問題発生に対してどのように対処しようと考えている のか明らかにすべきである。

(2)外環及びインターチェンジの開設時までに、周辺道路整備はどのように進める必要があるのか考えているのか、また、事業主体側の責任において、どこまで整備しようとしているのか明らかにすべきである。

最後のページをご覧いただきたいと思います。その他の(2)の部分で、この要望に対して、1カ月以内に誠意ある回答を求めているところでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

- 都市計画課長 続きまして、前回の都計審でご質問のございました点について、国土交通省及び 東京都から説明をしていただきたいと存じます。よろしくお願いします。
- 東京都都市整備局外環担当参事 東京都都市整備局外環担当参事の山口でございます。黒川会長を初め、各委員の皆様には、日ごろから東京都のさまざまな事業に対し、ご理解

ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

外環につきましては、今、説明がございましたように、都市計画と併せて進めております、環境アセスの区市長意見につきましては、先般、提出をいただいたところでございます。また、今、説明がございましたように、沿線6区市長からの共同声明をいただいたところでございまして、これに対し、国も都も真摯に受けとめ、誠意を持って検討、対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本日は前回、8月29日に当審議会でいただいた質問に対し、担当から説明を させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

東京都都市整備局外環担当課長 前回、ご質問がありました2点のうち、東京都からは、環境影響評価準備書に対する意見の杉並区意見の抽出についてのご質問についてお答えしたいと思います。

東京都に提出されました、環境影響評価準備書に対する意見のうち、杉並区民の意見を抽出して、当審議会に提供出来ないかというご質問がございました。これについて検討した結果について説明させていただきます。

環境影響評価法第18条第1項によりますと、環境影響評価準備書に対する意見は、地域住民のみが提出するのではなく、環境保全の見地から意見を有する者は提出する事が出来るとされてございます。このため、地域住民ごとの意見数を集計し、重みをつけるのではなく、法の趣旨に基づき、提出されたすべての意見を平等に取り扱う事が妥当と考えており、杉並区民意見だけの集計は行いません。

ちなみに、ここで東京都に出されました環境影響評価準備書に係る意見の概要 について少し紹介させていただきたいと思います。

会 長 それはどこかに資料があるのですか。

東京都都市整備局外環担当課長 お手元のほうに、「環境影響評価準備書に係る意見の概要及び 見解を送付しました」という資料を配らせていただきますので、そちらをご覧いた だきたいと思います。これは8月9日にプレス発表したものでございます。

最初に構成について、一番後ろのページをご覧いただきたいと思います。提出されました意見につきましては、全部で2,483通でございました。この意見の中には、2~3の項目に関する意見もございましたので、それを都市計画決定権者のほうで分類させていただきました。分類・整理した意見としましては、合計5,400件になります。これを類似意見という事で集約いたしまして、151件にまとめました。この151件がこの資料になってございます。

ちなみに少し紹介させていただきますと、例えば5ページをご覧いただきたいと思います。ここは大気質の意見でございますが、上から3番目、「既存の道路との複合汚染も考えた予測及び評価を行うこと」という意見があります。これは先ほど、周辺を含めた評価が必要だという杉並区長からの環境に関する意見にもあったものでございます。また、その3つ下には、「光化学オキシダントについても予測を行うこと」というように、同様に区長からいただいた意見も含まれてございます。ページをめくっていただきまして、9ページをご覧いただきたいと思います。こちらは下のほうに水循環とございますが、下の3つの項目につきましては、善福寺川の件について意見が述べられております。

さらに11ページをお開きいただきたいと思います。こちらも水循環でございます。先ほどの区長からの意見にもございました、上から4つ目の箱になりますが、「地下水流動保全工法を採用したトンネル工事で」という事で、地下水流動工法に関する意見をいただいております。

このように、10月10日に提出されました、杉並区長意見と同様の趣旨の意見も見受けられます。

また、環境影響評価準備書に対する意見と同様に、都市計画案に対する意見について、事前に杉並区民の意見を提供出来ないかというご質問もございました。これにつきましても、都市計画法第18条第2項によりますと、都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならないとあり、都といたしましては、意見書の要旨は東京都都市計画審議会に直接提出するものと考えております。したがいまして、事前に他の機関等に提出する事は行わないとの予定でございます。

なお、都市計画案についても、環境影響評価準備書に関する意見と同様に、目的、必要性や事業計画に関する意見が見受けられます。先ほどの資料の25ページをお開きいただきたいと思います。こちらには環境影響評価という事ではなく、目的・必要性ということで意見を承っております。

次の26ページをお開きいただきたいと思います。こちらにつきましては、区分といたしまして、事業計画とございます。これは上から3つ目の箱でございますが、「住民の生活と環境を破壊する青梅街道インターチェンジの建設に反対する」等、青梅街道インターチェンジの意見についても、こちらに寄せられてございます。以上でございます。

発言者 発言 内容

国土交通省外環調査事務所調査課長 国土交通省外環調査事務所調査課長の石井です。前回、8月29日の都計審で、我々は今回の外環事業の事業予定者という立場で出席させていただきました。その際、委員の方から、地下水等につきまして、補足説明をするようにというお話がございました。

前回いただきましたご意見ですが、具体的に申し上げますと、まず1点目としては、主に杉並地域の地下水あるいは湧水について、どんな調査をしているのかという事、それから表層地下水の流動について、どんな図面を持っているか、把握しているのかというご意見をいただきました。それと地下水流動保全工法について具体的な説明をという事で認識しております。

まず、今回、用意させていただきました資料を確認させていただきます。 1つ目がA4横の青い表紙の「水循環(地下水位)」と書いてあるもの、これを使って今日はご説明をさせていただきたいと思います。それから、ご説明には使いませんが、現地観測結果という、少し大きい、A3の太い冊子をお配りさせていただきました。これは今回、アセスをやる前段階に現地観測した結果を取りまとめたものです。ホームページにもアップしておりますが、今回、参考として配布させていただきました。

あと、資料の紹介という事で、実際の準備書をお配りしておりませんが、こういった資料、現地観測した結果を予測評価した結果という形でまとめております。

本日はこちらのA4のほうに質問の趣旨を踏まえ、まとめてきましたので、こちらを使ってご説明をさせていただきます。

表紙を見ていただきまして、目次を書いておりますが、スクリーンも使って、 ご説明させていただきたいと思います。

最初に「目的」と「地下水の定義」とあります。基本的なところを少し飛ばしまして、3つ目の「状況調査」というところで、地下水の状況、湧水、地質、杉並区周辺の地質を詳しく見たもの、それから帯水層の水理とありますが、これが具体的には表層地下水の流向、深層地下水の流向です。6番にありますのは、地下水利用施設という事で、善福寺の涵養用の水源井戸について把握したものです。4番にありますのが、そういった現地観測を踏まえまして、構造物が地下に入った時にどういった影響があるかというのを予測したもの、それから保全対策の検討についてご説明をさせていただきます。

それでは少し飛びまして、5ページを見ていただきたいと思います。

まず、地下水位の状況という事で、右側が北になります。ボーリング調査の位置を示しております。全体で64カ所、ボーリング調査をしておりまして、地下水位を1年間観測しております。細かくいいますと、浅いところが46カ所、深いところが17カ所となっております。杉並区の中は浅いほうが4つ、深いほうを2カ所測っております。

変動量ですが、下に書いてありますように、浅いほうですと年平均2mぐらいの変動があります。10月は雨が少し多かった月ですが、雨の多い時には3m平均の変動量がありました。深層のほうですが、深層のほうも平均2mの水位変動量がありました。

続きまして、湧水の状況を6ページにお示ししております。こちらは計画路線 周辺の湧水の状況を調べたものですが、全体で81カ所調査をしておりまして、そ の81カ所について、四季観測、年4回の現地調査を行っております。

杉並区で言いますと、56番と小さくありますが、原寺分橋下のところで湧水量が毎分120から200ぐらいの流量がある事を確認しております。全線で言いますと、一番湧水量が多いのは野川になります。野川までは大体400ぐらいという事になりますので、それから比べると半分から3分の1ぐらいの流量だという事を把握しております。

続きまして、地質の現況をお示しいたします。こちらは全体になっておりますが、次のページ、8ページをご覧いただきたいと思います。杉並区周辺の地質の状況を示しております。これは計画線に沿って地質を示したものですが、善福寺川の付近で、外環トンネルは大体40m下という形になりまして、黒い線を入れております。

地質の状況を簡単にご説明しますと、まず、ピンク色のところですが、一番表層には関東ローム層がありまして、その下には武蔵野礫層、この武蔵野礫層を流れているのが浅層地下水という事で、浅いほうの地下水という形になります。

細かくなりますが、善福寺池の底には沖積層というのが一部存在しているという形になります。武蔵野礫層層の下は上総層群と呼ばれておりますが、水を通すところと通さないところ、交互に5層という形になっております。上総層群にある地下水を深層地下水という形で分類し、調査しております。

続きまして、もう少し詳しい断面図が9ページになります。断面で見ますと、 地上から大体45m下に外環本線のシールドトンネルが来る位置になります。それ から、本線シールドから見ますと、善福寺公園の池の涵養に使っています、井戸の 位置は、水平距離で大体300mぐらい離れたところにトンネルが来ることになり ます。

井戸ですが、深さが150mのものと120mのものが2本ございます。位置 関係をこのように把握しております。ここも上が関東ローム層、武蔵野礫層、上総 層群と。シールドトンネルは上総層群の中を通るという形になっております。

続きまして、10ページは浅層地下水、浅い方の地下水の水理状況という事で、 具体的には流れの方向を示しております。全体をご説明しますと、東名付近につきましては、多摩川に向かって流れている状況が矢印でおわかりいただけるかと思います。武蔵野、杉並区のところを見ますと、西から東に流れているのがわかるかと思います。それから大泉のほうは、今度は北東のほうに流れている流向がおわかりいただけるかと思います。全体を見ますと、南のほうは多摩川に向い流れておりまして、北のほうは図には出ていませんけれども、荒川のほうに向かって流れていると、真ん中は大きく見ると、東京湾のほうに向かって西から東に流れているというような流動構造になっております。

続きまして、11ページを見ていただきまして、こちらのほうは深層、深いほうの地下水の流れを示しております。

こちらを見ていただきますと、真ん中に位置しています練馬、武蔵野、三鷹のあたりの水位が低くなっておりまして、矢印の方向がそちらに向かって流れているのが見てとれるかと思います。つまり、深層のほうは武蔵野、三鷹あたりの水位が低くなっている関係で、周りからそちらのほうに向かって流れている。これは、武蔵野、三鷹のほうで深層地下水を水道用に使っているという事が1つ原因として考えられると思っております。

続きまして、地下水の利用施設の状況という事で、平面図のほうにプロットをしております。杉並区のところ、先ほどもちょっとご説明しましたけれども、もともとは井の頭池、善福寺池、石神井池、三宝寺池は湧水の涵養により池の推量が保たれていましたけれども、現在は井戸から水を供給しているおりまして、善福寺池の井戸は上池と下池にそれぞれ1カ所ずつ井戸があります。取水量は月によって変わりますけれども、上池のほうですと、水位の高い10月で見ますと、1日当たり1,500㎡、下池のほうですと、約200㎡ぐらいの1日当たりのくみ上げ量があるという事を把握しております。

次は水道用の井戸の状況ですが、同じく平面図に落としておりまして、杉並区には、善福寺池周辺に3カ所の水道用の水源井戸が存在しております。外環沿線で見ますと57本あります。先ほど地下水の流動のところでご説明いたしましたが、三鷹あたりで深層地下水を水道用に非常に使っているというのがこの資料からもわかるかと思います。

これまで説明させていただいたのは現況調査という事で、一通りご説明をさせていただきました。

続きまして、予測及び保全対策の検討という事で、まず、予測手法についてご 説明させていただきます。今回、外環をつくる事になりますと、シールドトンネル とインタージャンクションでは上から工事をします。浅い部分に道路をつくる事に なりますので、地下水に与える影響を予測し、必要があれば対策をするという事で ございます。

予測手法ですが、地下水位及び水圧の変動量を数値シミュレーション、具体的に言いますと、三次元浸透流解析というものを実施しております。フローのほうは少し細かくなりますが、まずは解析領域を抽出し、その解析領域の地層の断面図を作成する。具体的にはボーリング等からそれぞれ地層構造を見まして、透水係数を出し、地層断面図をつくるという事をやります。

その後、実際、現況再現の解析というのは真ん中にありますが、現況再現状況を把握、確認した後に、構造物を実際シミュレーションの中に組み込みまして、どれぐらい水圧や水位が変動するかという事を解析しております。その後、影響があったところについては、保全対策が必要という事で、具体的に検討を行っています。その後に、後ほど結果をお示ししますが、保全対策後の水圧、水位がどれぐらい改善されるかという事を検討しております。

それでは、具体的な解析領域ですが、今回の外環16km、計画の全体を含む 領域を設定しておりまして、延長20km、幅は6kmを解析領域としております。 解析するにあたっては、降水モデル、揚水モデル、地表面流出モデルとありますが、 実際、アメダスデータを使いまして雨を降らせ、それから地下水を利用している部 分がありますので、揚水モデルという事で、地下水を使っている部分も考慮してい ます。それから、雨が全部しみ込むわけではありませんので、表層から川に流れ込 む分もモデル化し、計算しております。

続きまして、地層のモデル化になります。少し細かいのですが、どれぐらいの

メッシュで細かく区切って計算しているかをお示ししています。参考資料の30ページに書いてあるのですが、全体の設定数で言うと、66万といった、非常に細かいメッシュを区切って数値解析をしております。

戻っていただきまして、17ページで計算の条件ですが、今回、シールドトンネルで地山とトンネルのセグメントの間に新たな水みちが形成されるおそれがあるという事で、止水性の高い裏込めを構築するという事を前提に、今回の計算をしております。具体的には右に拡大図がありますが、地山とトンネルの本体部分、セグメントと書いてありますが、本体部分との間に裏込め材を充てんする事によって、水みちが出来ないという条件で計算しております。左にあるのが実際の施工例で、トンネルと次山との間に裏込め材が充てんされているのが見てとれるかと思います。具体的な計算結果で、まずは対策を何もしない場合の計算結果を示しております。中央ジャンクションのあたりに黄色と青の色が出ておりますが、水位が下がるところが青、水位が上がるところを黄色としております。浅層地下水の流動構造をご説明した時に、西から東に流れるという流動構造がありましたが、今回、構造物が地下に入る事によりまして、外環を見て西側に水位が高くなる現象が見られ、その反対側には水位が低くなるという影響が見られます。

青梅街道付近での影響は非常に限定的で、色は見えませんが、それと目白通りのところも影響が若干出るというような予測・シミュレーション結果になっております。

続きまして、青梅街道のところを拡大したものですが、一番高く上昇するところで30cmの水位上昇が見られ、水位低下のほうも30cmの水位低下が見られるという予測結果が出ております。

20ページをご覧いただきたいと思います。こちらのほうは深いほう、深層地下水の影響です。ご覧いただくと、先ほどの中央ジャンクションのところも、浅いほうでは影響が出ていたのですが、深いほうでは比較して、影響が非常に小さいというのがわかるかと思います。

次のページに青梅街道付近を示しておりますが、最大上昇量が12キロパスカル、これをメートルに直すと、10cmが1キロパスカルですので、1.2mぐらいの上昇が見られるという形になります。

続きまして、構造物を地下に入れる事によりまして、影響があるという事がわかりましたので、検討した環境保全対策をご説明させていただきます。

構造物が入る事によりまして、地下水の流れが遮断され、水位が上昇し、また は減少するという事を回避するため、通水対策をするというのが今回の地下水流動 保全工法という形になります。流向、向かってくるほうから水を集めまして、反対 側に水を通してやるという事になります。

次に主な構造になりますが、集水部をある一定の間隔につくりまして、そこで 水を集め、通水部に管を真ん中につけまして、反対側に流してやるという形になり ます。今回の計算で求めましたのは、この集水部、水を集める間隔をどのぐらいに すれば影響を回避出来るかをシミュレーションによって解析しております。

具体的な事例を次に示しています。これは京都の地下鉄の事例ですが、こういった通水パイプを施工する形になります。

続きまして、環境保全対策の効果という事で25ページです。実際、検討をしました結果、東名ジャンクションのところでは10mおきに集水部をつくる。中央ジャンクション部分では20m、青梅街道インターチェンジでは40mごとに集水部をつくって通水する事によって、地下水の影響を低減する事が出来るという事がわかりました。

具体的な対策後の計算結果を26ページに示しております。18ページと比較していただきますと、着色された部分が無くなっているのがわかると思います。水位の上昇、水位の低下が回避されているといった状況が把握出来るかと思います。

2 7ページが深層地下水の計算結果になりますが、深層地下水のほうは影響が非常に小さいため、特に対策はしておりません。

次のページ、青梅街道インター付近のところですが、青梅街道付近で深層地下 水の影響があるのは、エリアとしては非常に限定的で、例えば善福寺池は左上にな りますが、善福寺池やその水源用井戸、池の涵養用の井戸には影響は無いと考えて おります。

以上、前回いただきましたご指摘を踏まえまして、現況調査、それから予測及 び環境保全対策の検討結果についてご説明をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

- 会 長 どうもありがとうございました。では、委員の方から、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。先ほどの都の2つの意見と今の国のほうの説明も含めまして、どうぞ。
- 委 員 大変詳しい説明をありがとうございました。私は前回、質問をした者ですので、

今の詳しい説明で的確に理解出来たかどうか、大変心もとないのですが、ちょっと 教えていただきたいのです。

深層地下水と浅層地下水の両方があるという事ですが、今の話ですと、要するに、杉並区の都市計画審議会ですから、善福寺の区域に限ってご質問させていただきますと、要するに、浅層地下水に関しては影響が出るけれども、深層地下水は影響が出ないと。そこのところに絞って、もう一回、何ページと何ページという事を教えていただきたいという事が1つです。

それから、環境保全対策の効果ということで、25ページにシミュレーションを行いますと、東名では10m云々、青梅街道は40mと書いてあるのですが、肝心の影響が出ると思われる善福寺水系に関しましては、何も記述がないのですが、影響が出るというお話ですので、環境保全対策の効果として、そのシミュレーションからどのような判断が導かれているのか、この25ページの資料には書かれていないように思うのですが、それについて確認させてください。

それと、ページがどこか見つからないのですが、この善福寺に関しては、井戸が何か1カ所ぐらいしかポイントとしてサーベイしていないようですが、三鷹とか、他の地域はかなり細かくプロットしてありまして.....。すみません、どこだったでしょうか、井戸で。要するにサンプル数が極端に少ないように思うのです。ちょっと見つかりませんが、その点についても確認させてください。

以上の3点をお願いいたします。

国土交通省外環調査事務所調査課長 それでは、先ほどご説明した点について補足をさせていた だきます。

まず1点目、杉並区に着目した時の影響ですが、お配りした資料の28ページをお開きいただきまして、こちらが深いほう、深層地下水を見た時の圧力変化という事になります。構造物を入れる事によって、水位が上がったり下がったりするところを黄色で示しておりまして、図がちょっと見にくくて恐縮ですが、上石神井小学校の右下、このエリアで若干影響が出るという予測をしております。ですから、善福寺池は左上になりますけれども、こちらのほうには影響が無いと思っております。善福寺池のところに緑の丸がありますが、こちらが善福寺池の水源井戸で、この2カ所で上池、下池それぞれに水を供給しています。

委 員 思っていると言われますが、要するに、私どもはブラックボックスのモデルでこ ういうふうに出てきたというのではなく、こういった理由なので、善福寺のこの部 発言者 発言 内容

分の深層地下水に関しては、今回の工事で影響が無いという結論を何ゆえに導かれたかという、そこを知りたいわけです。かなり大事ですので。

それで、17ページを見ますと、シールド工法で、「新たな水みちが形成されるおそれがあるため、」云々、と書いてございますね。そのあたりが非常に詳細なモデルで解析された結果、他は結構ですがと言うと、非常にエゴイスティックな発言と勘違いされては困りますが、要するに、何ゆえに杉並区で全く影響が無いと判断されたかという事を簡潔に教えていただきたいと思います。

国土交通省外環調査事務所調査課長 今回、影響が無いという予測を、計算結果も圧力変化が無いという事もそうなのですが、考察といたしましては、善福寺のところは地下45mのところにシールドトンネルが2本建設される事になりますが、深層地下水のほうは流れが非常にゆっくりでありまして、シールドトンネルと地層の傾きというのも並行しているわけではなく、傾いております。

そういった事から、構造物は直径16mになりますが、地下水はその構造物の 周りをゆっくり流れる事によって、構造物の上側、下側で圧力の変化、もしくは水 位の変化は見られないだろうと。水位シミュレーションによっても、そういった構 造が再現されていると考えまして、善福寺周辺には影響が無いと考えております。 ですから、決して計算結果をそのままという事ではなく、考えております。

- 委 員 深層地下水というのは、どこでもゆっくりとした流れで、それに関しましては、 善福寺池のところだけが極端にゆっくりというふうには理解する事は困難だと思い ますので、大変申し訳ございませんが、私にはちょっとまだ理解出来ません。それ だけ申し上げます。それから、浅層について教えてください。
- 国土交通省外環調査事務所調査課長 続きまして、浅層地下水ですが、18ページを先にご覧ください。まず、こちらが流動保全工法をやる前の計算結果ですが、中央ジャンクションのところで水位が上昇する、あるいは低下するという影響が黄色と青で示しております。こちらは流れと直角方向に構造物が入りますので、構造物で流動阻害が起きて、西側では水位上昇、東側では水位低下という現象が起こっております。

こちらを回避する対策として、今回、考えておりますのが地下水流動保全工法という事で、環境保全対策の検討と書いてあります、23ページに対策を書いております。こちらのほうは集水部と通水部によって構成されておりまして、こちらを今回、水位変動が起きない集水部の間隔を計算により出しておりまして、25ページに結果を載せておりますが、青梅街道インターチェンジでは40m間隔で集水部

をつくることにより水位上昇の低下は回避できると予測をしております。

- 委員 私が説明いたしましたのは、25ページのところで、青梅インターチェンジでは40mという事で解析の結果が何か書いてあるのですが、肝心の杉並区をずっと縦断しますこの地域につきましては、浅層地下水で影響が出るとおっしゃっていらっしゃるわけですから、それに対してどのような保全対策が行われたかという結果が25ページのところに全く明記されていないので、どのようなシミュレーションの結果で、どのような保全対策を行われる予定なのですか、という事を聞いているのです。書いていないので、聞いているのですが。
- 国土交通省外環調査事務所調査課長 すみません。ちょっと説明が足りませんでしたが、杉並区のところは全線大深度地下という形になりまして、浅い部分の道路構造物は無いと。 青梅街道から北向きに本線におりていきますので、杉並区のところには浅い部分の道路構造物は無い。資料で言いますと、8ページです。8ページに地層と道路構造物の線を入れておりますが、青梅街道から北向きにランプと言っておりますが、本線につながるトンネルをつくりまして、善福寺池の杉並区のところは全線大深度地下トンネルという形になります。ちょっと言葉が足りませんでしたが、浅層部分には影響が無いという事をご説明させていただきました。

あと1点。青梅街道のところに浅い部分がありますので、その影響がどこまであるのかというところを今回、予測で見ておりまして、ページ数で言いますと、26ページをご覧いただきますでしょうか。26ページのところに、浅層地下水の対策後に影響があるところを図示していますが、青梅街道のところも流動保全工法をとることによりまして、地下水の水圧の変化、水位の変化は生じないことから、青梅インターの影響が杉並区に及ぶということもないと。なので、杉並の中に浅い部分はありませんし、青梅街道のところにできる浅い部分の影響も杉並区側には及ばないと考えております。

委員 この意見書のところに、準備書に関して、かなり専門家の方から非常に詳しい意見といいますが、地下水流動保全工法自体、非常に不確実性がある手法なので、もう少し明確にしていただきたいという意見が出ているのですが、今のお話ですと、大深度地下なので、浅層はほとんど関係がなく、深層についても同様に影響はないというふうな、要約しますとそういう事だったと思うのですが、ここには新たな水みちの形成とか、地下水全体の、要するにポイントではなく、流動との関係でどのようになるか、そういった事を考えて精査してくださいという意見が出ていると思

います。

今日のお話というのは、この断面だけをとりますと、大深度でほとんど影響がないように見受けられますが、実際には地域、この杉並区全体の地下水の流動に関して、大変恐縮ですが、この図面では読み取る事が出来ないのではないでしょうか。 私は見ても全くわかりませんでした。練馬から世田谷まで非常に広域的な事でございますので。

前回ご質問したのは、ここは杉並区の都市計画審議会ですから、この杉並区内の地下水の流動を踏まえて教えていただきたいという事でした。確かにこの断面に関しては、そのように言われれば、はい、そうでございますかと言うしかないわけですが、杉並区全体のもう少し広域的な図面ではなく、実際にどのように地下水が流れているか、つまり、500分の1とか1,000分の1クラスの図面で、この図面は2万5,000とか5万分の1ぐらいの非常に広域的な図面だと思いますので、前回、私が東京都の環5の支の1についてご質問した時には、やはり50分の1ぐらいの精度で、詳細な地下水の流動というものを季節ごとに調べ、水みち等も調べて、ケース・バイ・ケースで違いますので、一般の広域で、えいや、というわけにはいかないのです。

杉並区にとっては善福寺川、ご存じのとおり、湧水がもう枯れて、井戸水からようやく揚水をして、本当に細々と維持している都市の河川でございますので、恐らくスケールをお持ちになっていると思いますが、目に見える形、500分の1とか、1,000分の1とか、地下水の細かな流動が見えるような資料をきちっと示していただいて、なるほど、そうなのかと。国土交通省がおっしゃるように納得出来ますというふうに、それはよくわかりませんが、この5ページの断面図のスケールと全体の話のスケールがあまりにも開きすぎまして、大変申しわけございませんが、前回に比べれば格段の進歩で勉強させていただきますが、今の時点では杉並区に関しまして、なかなか納得したとは言いがたいというのが私の意見でございます。他の委員の皆さんもご質問があると思いますので、これで私の質問を終わります。

会 長 他にご意見はありますか。

委 員 今の事とも若干、関係があるのですが、これは区に聞く質問なのかもしれませんが、来月この場で諮問という事で、12月に返事をと。1月までに都市計画の変更 案について、区長の意見を提出という事ですが、今日いただきました環境影響評価

発言者	 — —	

準備書の杉並区から東京都にあてた意見というのは、結構厳しい意見ではないかな と私は思っております。青梅街道インターの問題も含めまして。この事が何かこの 意見に対する回答とか、そういうのを受けた上での議論になるのか、同時並行的に やるのか、これはあくまでも一資料として都市計画審議会では独自に議論をするの かとか、その辺の考え方を教えてください。

- 調整担当課長 基本的には環境審議会でこういった区長意見があったと。それを踏まえ、都市計 画審議会で議論していただきたいというふうに考えております。
- 会 長 それは今の質問に答えていないでしょう。委員が何を質問したか、よく考えてから答えてくださいね。

調整担当課長 環境影響評価準備書についての回答は、基本的には......

- 会 長 いや、そんな事は聞いていないでしょう。今、 委員は、そんな事を聞いていないよ。この都計審で審議する事と、区長の回答とはどういう関係にあるのですか、という事を聞いているのですよ。先ほど都市計画課長が1月12日に返事を、と言っている事と、この審議がどういう関係にあるのですか、と聞いているのです。
- 調整担当課長 都市計画審議会の意見を踏まえて区長意見が、都市計画案に対しての区長意見が 出る事になるというふうに考えております。
- 会 長 そうでしょう。だから、その1月12日までに区長意見を出すためには、区の都市計画審議会がその前に区長に対して意見を出さなければいけないというふうに考えているのでしょう。

調整担当課長そのとおりでございます。

会長そういうふうに答えればいいのですよ。

調整担当課長わかりました。

委員 よろしいですか。今の事はわかりましたが、今日、環境影響評価準備書に対する 区長の意見が提出されておりますよね。この中身を読むと、それこそいろいろな問題があるので、その辺の条件をクリアしないとOKと言いづらいよというようなトーンではないかと私は思っているのです。特に青梅街道インターとか、外環ノ2 等も記載されておりますよね。これは都市計画の変更案そのものに対する考え方にも非常につながってくると考えるのですが、ここで出された、区長の環境影響評価 準備書に対する意見の回答は、一切、わからないまま議論していくという事になるのかどうか、それを教えてください。

環境課長お手元の資料で、「環境影響評価準備書に係る意見の概要及び見解を送付しまし

発言者 発言 内容

た。」という、先ほどの資料でございますが、その一番後ろに見解の意見数が記載してございまして、それを1枚戻っていただきますと、参考資料1というのがございます。今後の都市計画及び環境影響評価手続きの流れが記載してございます。

今回の区長意見は、この図の中のちょうど真ん中あたりに、「区市長意見(60日以内)」と書いてありますが、今、東京都知事にこの回答をしたところでございます。その後、これに対して、さらに回答が返ってくるという事ではございませんで、この意見を、今度は東京都知事から環境影響評価審議会に上げるという事でございまして、その環境影響評価審議会の意見が知事意見として上がる、こういった流れになるかと存じます。

- 委 員 そうしますと、もう一つ、6区市の共同声明がありますよね。これに日にちを決めて回答を求める、と最後に書いてありますが、これはこの場で使える事になるのですか。
- 調整担当課長 そのとおりでございます。要望については1カ月以内という事ですから、11月 25日までには回答が来るというふうに考えております。回答が来次第、都市計画 審議会におきまして報告したいと考えております。
- 会 長 今の 委員の質問で言えば、都知事というのは何人もいるのですよ。環境の都知事、都市計画の都知事っていますから。環境は環境の都知事が受け取ってどうするという話ですから。それと独立して、今の参考資料1でいくと、下のほうに都市計画決定権者としての都知事がいて、都市計画に対する区市長の意見を1月12日までに出してくださいと。出す要望は、環境のほうで出したのと同じものがこっちから出ていってもいいし、逆に言うと、こちらが言わなければ、環境だけが言ったな、というふうに東京都は取る。だから、一緒に載せるものであれば、こちらでも載せておいたほうが、そういう意見が区から出ていますよ、という事を言うには、そのほうがはっきりするという事です。

他にはどうですか。もう12時半になってしまいましたが、先ほどの東京都のお考えについては、要するに準備書の意見は、杉並区民の意見だけを特別に抽出して言う事は出来ませんと。ただ、全体としては二千何通がこんな意見でした、というのはこうやって公表します、という事ですね。それでご了解いただけませんかという話で、杉並区に関するところもこの中には出ていますと。あと、都市計画のほうの意見書については、これは出せませんというだけですね。こういう格好のものを参考にさせてもらえないんでしょうか。

発言者	発	言	内	容	

- 委 員 私も前回要望したのです。
- 会 長 そうでしょう、 委員も要望して。だから、杉並区だけでなくてもいいから、 都市計画全体でこんなものが出ました、というのは、どうしても一般公開されては 嫌だというなら、それはこちらの審議会も工夫しますから、この場限りでもいいと 思いますけれども。そういう工夫は出来ないのでしょうか。
- 東京都都市整備局外環担当課長 先ほどもご説明させていただきましたが、都市計画案に対する 意見につきましては、要旨をまとめまして、東京都都市計画審議会に直接、提出を 予定しております。先ほど環境影響評価準備書の意見の中で、都市計画に関する意 見も少しご紹介させていただきましたので.....。
- 会 長 それはわかっている。わかっているけれども、都市計画のほうの意見は出せない のですか、と手続きを言っているの。
- 東京都都市整備局外環担当課長 これにつきましては、直接出すという事で、事前に出す事は今のところ予定しておりません。ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。
- 季 員 予定はされていないという事ですが、また要望させていただきたいと思います。この審議会の場でも、どういう意見があるかというのは、ぜひとも知りたいところですし、やはりそれがないと、審議する上で、私としても困ってしまうと思うので、ぜひとも検討していただけないでしょうか。予定にはないという事ですが、そこをひとつ検討していただきたいと思うのです。
- 会 長 まだもう少し時間がありますので、今日はそういう回答に対して、もう一度、都市計画のほうの意見も概要でいいから、杉並区のものとは言わないから、全体のものを見せていただきたい。それを一般公開されては困るというなら、それなりの手続きは杉並の都計審も考えますから、という事を再度要請されたという事をお伝えいただきたいと思うのです。それで、次の会にはまた返事を持ってきてください。
- 委員 私も要望してよろしいですか、先ほどの。
- 会 長 先ほどのものは当然やるけれども、 委員のものも、彼の説明が少し悪いのだけど、要するに、ここは杉並の都計審なので、外環全部の説明をしなくていいのです。杉並区のところだけをちゃんとやってくれれば。だから、十何ページでちゃんとシミュレーションをやったのは、これは杉並区でいくと、どこからどこまでの圏域を対象にして、こういう三次元のシミュレーションをやっていますと。何と何がインプットされて、どれくらいの精度で出てきていますという話をして、その結果、

発言者	7K			
**= *	**	_	\square	'W''
#=-	-11-	=	I/NI	\leftarrow

青梅街道インターチェンジのところに、練馬区側だけど、あそこにマイナス0.2 という結果が出てきているので、杉並区側の善福寺のところには浅いほうはなく、深いほうで、深いほうはほとんど影響ありませんというシミュレーションの結果と、それをやった時の自分たちが持っている経験者の判断でこういう結論にしてありますと。

だから、もう少し細かい図面が欲しいというなら、そういう図面が用意出来るなら出してくださいという事です。多分、三次元のマトリックスのシミュレーションをどんな精度でやったか、要するに10mメッシュでやったのか、100mメッシュでやったのか、200mメッシュでやったのかというので、どういう立方形でやっているのですか、とか、そういう事を少しご説明いただくと、 委員ももう少し理解していただけると私は思うのです。

- 委 員 それともう一つ、この準備書の中で、杉並区が地下水流動保全工法についての基本的な質問をしています。
- 会 長 それはこちらに答える必要はないです。
- 委 員 いえ、私が今後の技術開発云々という事で検討するというふうにおっしゃってい るので、その点に関しての質問を次回お願いしますという事です。
- 会 長 ちょっと時間をオーバーしたのですが、ここら辺で終わりにしたいと思います。 他に何か連絡事項等はありますか。
- 都市計画課長では、次回の日程の確認をさせていただきたいと存じます。

次回の開催日程でございますが、外環の諮問もございますので、11月20日 月曜日、午後2時から開催させていただきたいと存じます。また、12月につきま しては、12月11日の月曜日、大変恐縮でございますが、午後6時から開催させ ていただきたいと存じます。以上、日程の調整を含めて、よろしくお願い申し上げ ます。

会長では、よろしくお願いいたします。

それでは、これで第140回杉並区都市計画審議会を終了いたします。長時間 ありがとうございました。

7